



空き家及び空き地の火災予防について！

☆ うるま市火災予防条例では、放火、火遊び、煙草の投げ捨て等による空地、空き家の火災を未然に防ぐため、空地や空き家の所有者、管理者等における火災予防上の管理について規定しています。

《具体的な管理について》

空き地の管理では次のことに注意してください。

- 枯れ草は刈り取るか、土砂等で埋めましょう。
- 木屑や紙屑等の燃えやすいものは、置かない(放置しない)ようにしましょう。
- フェンス等で周囲を囲みましょう。

空き家の管理では次のことに注意してください。

- みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- 燃えやすいものを周囲に置かない(放置しない)ようにしましょう。
- ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油等)は置かないようにしましょう。



(空地及び空家の管理)

第 24 条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

